

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年4月10日（月）午前11時00分～午後0時00分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6、7
3. 出席委員 農業委員（13名） 推進委員（3名）

| 農業委員 | 氏名 | 農業委員 | 氏名 | 推進委員 | 氏名 |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 | 西川 達也 | 8 | 弓場 一郎 | 1 | 欠席 |
| 2 | 小川 隆興 | 9 | 藤岡 秀信 | 2 | 鬼頭 淳悟 |
| 3 | 前田 全計 | 10 | 奥本 正嗣 | 3 | 松村 謙三 |
| 4 | 鷺山 久雄 | 11 | 本郷 保則 | 4 | 米田 博明 |
| 5 | 吉井己容子 | 12 | 吉岡 重治 | | |
| 6 | 梅田 昌宏 | 13 | 中江 彰 | | |
| 7 | 上田美加子 | | | | |

4. 欠席委員 推進委員（1名）1番 安井 進

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第4号 その他

1) 専決処分報告について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中川 徹 農地係長 松村 高宏

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から4月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員13名出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は3名出席頂いております。安井委員は、入院中で欠席です。（会長あいさつ）

議長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。（異議なしの声有り）

議長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に6番、梅田委員と7番、上田委員のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の局長と係長を指名しますので、よろしくお願ひ致します。

議長 それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。まず、議案第1号を議題と致します。事務局より説明願ひます

事務局

議案書1ページをお願い致します。議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、贈与や売買により所有権を移転するための申請でございます。

番号1番、申請地、大字吉井120番3(田)396㎡ 譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転の申請です。譲受人の耕作面積は、3,388㎡です。申請理由は、規模拡大のためです。場所は、天満診療所より南東に約300mのところ です。

番号2番、申請地、大字吉井198番1(畑)758㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。贈与による持ち分移転のための申請でございます。同一世帯内での移動で、耕作面積は、5,874㎡です。申請理由は、後継者育成のためです。場所は、JAならけん天満支店跡より南東に約100mのところ です。

番号3番、申請地、大字野口42番(畑)104㎡、大字野口56番(畑)1,026㎡、大字野口108番(田)2,161㎡、大字野口200番3(田)1,174㎡、大字野口511番(畑)1,117㎡、大字野口549番I(田)1,568㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです、売買による所有権移転の申請でございます。耕作面積は、2,990㎡です。申請理由は、規模拡大のためです。場所は、各筆は陵西小学校より約700m内に位置しております。

番号4番、申請地、大字西坊城91番1(田)1,371㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。贈与による持ち分の移転で、申請理由は、後継者育成のためです。同一世帯内での移動で、耕作面積は、10,343㎡です。場所は、養護老人ホーム平沼寮より南に約100mのところ です。

番号5番、申請地、大字有井103番1(田)1,979㎡ 譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転の申請です。譲受人の耕作面積は2,299㎡です。申請理由は、規模拡大のためです。場所は、磐園保育所より北に約10mのところ です。

番号6番、申請地、大字市場622番(田)1,609㎡ 譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転の申請です。譲受人の耕作面積は、2,242㎡です。申請理由は、規模拡大のためです。場所は、高田西中学校より南東に約300mのところ です。

以上、議案第1号につきましては、6件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

今回は、2番、4番の案件は、同一世帯内での、所有権の移転であり、全部効率利用要件、常時従事要件、周辺地域との調和要件につきましては、現状と変わらず耕作されますので、支障がないものと考えます。その他の案件につきましては、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件や常時従事要件につきましては、3番5番につきましては、農地のある農業委員会に問い合わせ確認し、1番6番につきましては地元委員に確認し、農作業を効率的に利用され、農作業にも常時従事されることを見込まれますので、支障がないものと判断致します。農機具の保有状況等から、規模拡大されても効率的に利用され、常時従事し耕作されることが見込まれ支障のないものと判断致します。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、周辺との営農に支障はないように地元と協力して耕作されるとのことで、農業上の総合的利用につきましても支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと判断致します。

以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議案第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 　ご質問等ないようですので採決致します。それでは、議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議案第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議案第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議案書2ページをお願い致します。議案第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字神楽261番1（田）622㎡、申請人は表記のとおりです。露天駐車場として使用するための申請です。場所は、調査順序表第1番目、ローソン大和神楽店より南東に約30mのところ です。

番号2番、申請地、大字今里447番（田）1,933㎡、申請人は、表記のとおりです。転用目的は、露天駐車場として転用し、貸し出すためでございます。場所は、調査順序表第2番目、高田クリーンセンターより南東に約300mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議案第2号につきましては、2件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長より審議結果について報告願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1番、神楽の露天駐車場への転用申請ですが、現況は、水稻を作付けされていたようです。周囲の状況は、北側は道路、南側は申請者の宅地、西側は宅地、東側は里道です。造成につきましては、北側の道路と東側里道の高さまで地上げし、土砂の流出がないように造成されます。神楽水利組合からも同意を得ています。汚水の発生はなく、雨水は北側水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われ ます。

番号2番、今里の駐車場への申請ですが、現況は、休耕されております。周囲の状況は、北側は里道、南側、東側、西側は駐車場です。造成につきましては、里道や畔を超えないよう、土砂流出に注意を払い行われます。雨水は自然浸透にて、北側道路内水路に排水されます。今里水利組合の同意は得られております。周囲への被害はないものと思われ ます。

以上、どちらも農地部会としては、妥当な申請であろうという審議結果でした。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願ひます。

事務局 　それでは説明させていただきます。

番号1番、神楽の農地区分につきましては、上下水管、ガス管の埋設された4m以上の道路に面し、周辺に安田歯科医院などの医療施設があり、第3種農地と判断致します。

まず、資力、及び信用につきましては、自己資金でまかなう計画で金融機関の通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約3ヶ月で完成予定されているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号2番、今里の農地区分につきましては、JR金橋駅より700m内に位置し、第2種農地と判断致します。資力、及び信用につきましては、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約2ヶ月で完成予定されているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議案第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願ひ致します。

(なしの声有り)

議 長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

議案第2号、農地法第4条規定による申請の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願ひ致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議案第2号は県へ送付することに決定致します。

続いて、議案第3号を議題と致します。事務局より説明願ひます。

事務局 　議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字田井210番(田)1,072㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和11年3月31日までの約6年間でございます。

整理番号2番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字築山818番(田)1,424㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和8年3月31日までの約

3年間でございます。

整理番号3番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。設定する農地、大字大谷41番2(田) 766㎡、大字大谷43番1(田) 676㎡、大字大谷44番1(田) 661㎡、合計面積、2,103㎡です。利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和8年1月31日までの約3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご意見ご質問等ないようですので、採決致します。

それでは、議案第3号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第3号は、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

続いて、議案第4号その他の1番、専決処分報告についてを議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議案書3ページをお願い致します。議案第4号その他の1番、専決処分報告について、報告第1号、公共転用の通知の件について説明いたします。

農地法施行規則第53条第5号において、地方公共団体が当該市町村の区域内にある農地を、道路、河川、水路、その他施設等の用に供するためのものは許可不要でございますが、農業委員会に通知としてお知らせ頂いているものでございます。

番号1番、転用届出地、南今里町211番1(田) 134㎡、南今里町212番4(田) 125㎡、現況通り道路となっている部分を分筆され、市に寄付されたものです。譲渡人は、表記のとおりです。転用目的は、道路でございます。

以上、公共転用の通知につきましては1件の通知でございます。

議長 報告第1号については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

続きまして、報告第2号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、報告第3号「令和5年度最適化活動の目標の設定等」、報告第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定」について議題と致します。

今回改選の時期をはさみますので、農政部会でおはかりいただいておりますが、ほぼ昨年通りの内容の計画案を事務局で作成いただきましたので、その内容について事務局より説明をお願い致します。

事務局 ～松村係長より(内容説明)～

議 長 報告第2号、報告第3号、報告第4号については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議 長 議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。ないようですので、4月の定例委員会を終わらせて頂きます。委員の皆様方には大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓 場 一 郎

署名委員 梅 田 昌 宏

署名委員 上 田 美加子